

令和7年度水質検査計画



一級河川天竜川支川白倉川

静岡県企業局
(令和7年4月1日)

目 次

1	はじめに	p 1
2	基本方針	p 1
3	水道用水供給事業の概要	p 2
4	各事業の原水の状況	p 4
5	定期の水質検査	p 4
6	臨時の水質検査	p 5
7	水質検査方法	p 6
8	水質検査計画及び結果の公表	p 7
9	水質検査結果の評価	p 7
1 0	水質検査の精度	p 7
1 1	関係機関との連携	p 7
1 2	水質検査計画の見直し	p 8
	別表 水道事業別 検査項目及び検査頻度表	p 9～15

1 はじめに

静岡県企業局では、水道法に基づき水質検査計画を策定し、水質検査を実施して水道水の安全性の確保に努めています。

水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき「令和 7 年度 水質検査計画」を策定しましたので、公表します。

2 基本方針

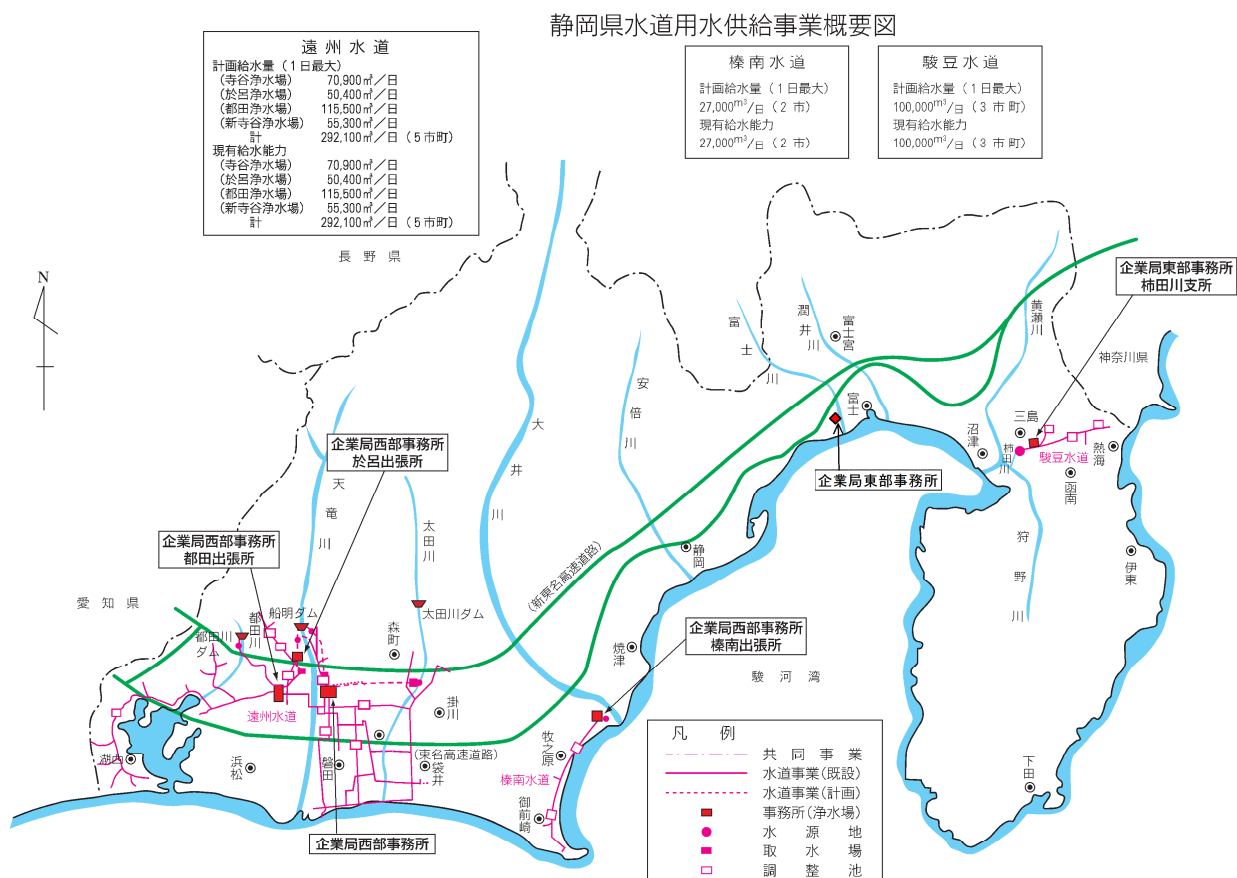
- (1) 水質検査地点は、浄水池、給水管末端に加え水源河川等とします。
- (2) 水質検査項目は、水道法で検査が義務づけられている項目と水質管理上必要と判断した項目とします。
- (3) 水質検査の頻度は、水源の種類やこれまでの検査結果で得られた検出状況などを考慮して定めます。
- (4) 水質検査計画に基づく検査結果は、静岡県公式ホームページなどで公表します。

3 水道用水供給事業の概要

水道用水供給事業の概要は、次のとおりです。

事業名 区分	駿豆水道	榛南水道	遠州水道		
浄水場名	中 島	榛 南	寺 谷	於 呂	都 田
所 在 地	三島市中島	吉田町 川尻	磐田市寺谷	浜松市浜 名区於呂	浜松市浜名区 都田
水 源	柿田川	—	太田川 (太田川ダム)	天竜川(船明ダム)	都田川(都田川ダム) 天竜川(船明ダム)
水源種別	表流水	地下水	表流水	表流水	表流水
給水能力	100,000 m ³ /日	27,000 m ³ /日	55,300 m ³ /日	70,900 m ³ /日 50,400 m ³ /日	115,500 m ³ /日
浄水方法	急速ろ過	急速ろ過	横流式沈殿池 急速ろ過	横流式沈殿池 急速ろ過	横流式沈殿池 急速ろ過
給水区域	熱海市、三島 市、函南町	御前崎市 牧之原市	浜松市、磐田市、袋井市、湖西市、森町		

(令和7年4月1日現在)



主な施設の紹介

(駿豆水道)

柿田川を水源としている駿豆水道
八幡取水場



(遠州水道)



遠州水道の主たる水源である
天竜川 船明ダム



太田川系 寺谷浄水場

4 各事業の原水状況

浄水場別の原水の汚染要因及び水質管理上注意を要する項目は、下表のとおりです。

各浄水場では、この点に留意して浄水処理を行い、関係する水質検査を行います。

事業名 区 分	駿 豆 水 道 中島浄水場	榛 南 水 道 榛南浄水場	遠 州 水 道 寺谷、於呂、都田浄水場
原水の汚染要因	水源周辺からの排水混入 地下水涵養の汚染 不法投棄	塩水化 水源周辺での不法投棄	産業廃棄物処理場・下水処理場排水 鉱山跡地の中和処理施設 ダム湖底泥の浚渫 車両事故による油の混入 不法投棄、有機物（アンモニア態窒素等）、ダム湖富栄養化
水質管理上 注意すべき項目	大腸菌 有機溶剤 濁度	塩化物イオン フッ素イオン 鉄・マンガン 重金属・有機溶剤	重金属 T O C ・消毒副生成物質 ジェオスミン等カビ臭物質 ヒ素、油分 アンモニア態窒素

5 定期の水質検査

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 31 条で準用する第 20 条の規定に基づき、供給する水道水の水質検査に加え、原水についても定期的に水質検査を行います。

(1) 検査地点

検査地点は、浄水池出口及び給水系統末端である受水槽、調整池など（以下「受水点」という。）です。

原水の検査地点は、ダム、取水場、浄水場着水井です。

検査地点の名称は、次のとおりです。

事業名 区 分	浄水の検査地点	原水の検査地点
駿豆水道	浄水池出口、熱海調整池（熱海市）、三島調整池（三島市）、第 4 函南受水槽（函南町）	八幡取水場 中島浄水場着水井
榛南水道	浄水池出口、御前崎市受水槽、竜眼山調整池（牧之原市）、地頭方調整池（牧之原市）	榛南浄水場着水井
遠州水道	寺谷浄水場（太田川系）	円田取水場 太田川系浄水場着水井
	寺谷浄水場（天竜川系）	船明ダム、寺谷取水場 天竜川系浄水場着水井
	於呂浄水場	於呂取水場 於呂浄水場着水井
	都田浄水場	須部取水場 都田浄水場着水井

(2) 検査項目及び検査頻度

検査項目及び検査頻度は、次のとおりです。（浄水場ごとの検査項目及び検査頻度は、別表 1-1 から別表 4-3 までのとおりです。）

	検 査 項 目	検 査 頻 度
水質基準項目	水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号最新改定を使用）で定める全 51 項目 （濁度、消毒副生成物などの項目は企業局の水質目標を設定※）	水道法施行規則第 15 条第 1 項第 3 号に定める検査回数を基本頻度とし、浄水場ごとに設定します。
毎日検査項目	水道法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イで定める色、濁り、消毒の残留効果の 3 項目	水道法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イの規定により、給水系統末端で 1 日 1 回以上実施します。
水質管理目標設定項目	厚生労働省健康局長通知（平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号）により、水道水質管理上留意すべき項目として設定された全 27 項目	日本水道協会が発行した「水質検査計画策定のための手引書」に記載された検査頻度を基本頻度として、浄水場ごとに設定します。
その他	クリプトスポリジウム・ジアルジア、嫌気性芽胞菌、ダイオキシン類、放射性セシウム等	クリプトスポリジウム対策指針、ダイオキシン類調査マニュアル、水道水中の放射性物質に係る指標に基づき検査を行います。

※ 企業局の水質目標

水質項目	水道法の水質基準	企業局目標値
残留塩素	0.1mg/l 以上	0.1mg/l 以上 0.4mg/l 以下
濁度	2 度以下	0.1 度以下
総トリハロメタン	0.1mg/l 以下	0.05mg/l 以下
クロロ酢酸	0.02mg/l 以下	0.01mg/l 以下
ジクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	0.02mg/l 以下
トリクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	0.02mg/l 以下

6 臨時の水質検査

(1) 臨時の水質検査は、次の場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 浄水過程に異常があったとき。
- ③ 水源地域や給水先において消化器系感染症が流行したとき。
- ④ 配水管等の工事や漏水事故が発生したとき。
- ⑤ その他水道技術管理者が必要と認めたとき。

(2) 検査項目は、水質基準項目を基本としますが、水道技術管理者が状況を勘案して決定します。

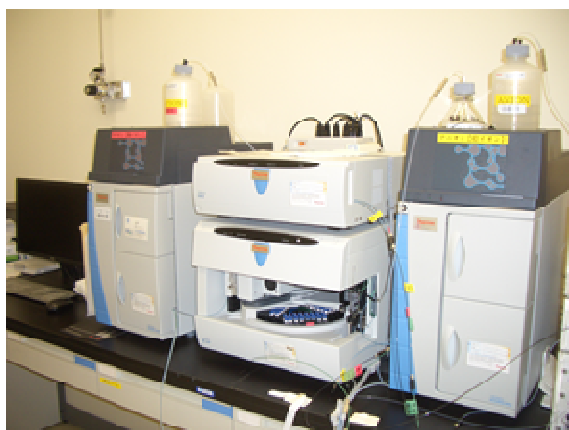
7 水質検査方法

(1) 水道水及び原水の検査方法は、次のとおりです。

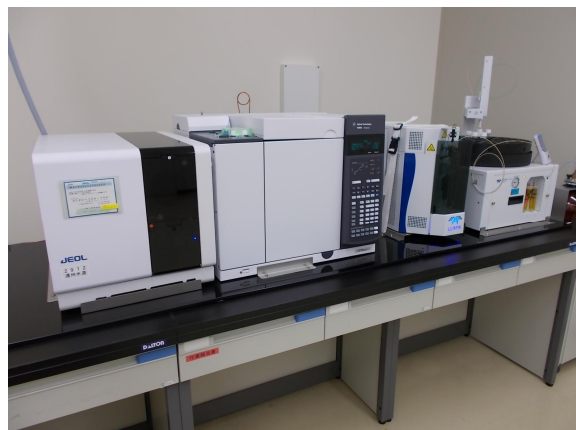
水質基準項目	水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）により行います。
毎日検査項目	色及び濁りの検査は、水道法施行規則 15 条 1 号イに基づき毎日検査します。 消毒の残留効果に関する検査は、水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示第 318 号）により行います。
水質管理目標 設定項目	厚生労働省健康局水道課長通知の方法により行います。
その他項目	クリプトスポリジウム・ジアルジア、嫌気性芽胞菌
	ダイオキシン類
	放射性セシウム等

(2) 自己検査、委託検査の実施場所は、次のとおりとします。

水質検査を実施する場所は、自己検査ができる項目については水道法第 20 条第 3 項の規定による浄水場の水質試験室とし、自己検査ができない項目については同項ただし書きの規定による国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関の水質試験室とします。



塩化物イオン等の検査（イオンクロマトグラフ）



かび臭物質の検査（ガスクロマトグラフ質量分析計）

8 水質検査計画及び結果の公表

水質検査計画は、毎年度作成し、前年度末に静岡県公式ホームページに公表します。

また、水質検査結果は、実施の都度供給市町に報告するとともに、静岡県公式ホームページに公表します。さらに、翌年度「静岡県企業局水質年報」としてとりまとめ、静岡県公式ホームページ(<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/suido/kogyoyosui/1003708/index.html>)への掲載及び各事務所で閲覧可能な印刷物の配置を行います。

9 水質検査結果の評価

各地点の水質検査結果は、水質基準等や過去の検査結果と比較し、翌年度の水質検査計画の作成に反映していきます。

10 水質検査の精度

水質検査は、原則として水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の下欄に掲げる基準値及び厚生労働省健康局長通知（平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号）の別添 1 の水質管理目標設定項目の表に定める目標値の 10 分の 1 以下の値において、変動係数が有機物では 20%以下、その他の項目では 10%以下であることを確認し、定量下限値を設定します。厚生労働省が定めた水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインに基づき自己検査項目について妥当性評価を行います。また、環境省の実施する外部精度管理調査及び研修会に参加し、検査精度の確保と最新の情報収集に努めます。委託検査についても委託先検査場所の立入り調査を行い、検査精度の確保について確認します。

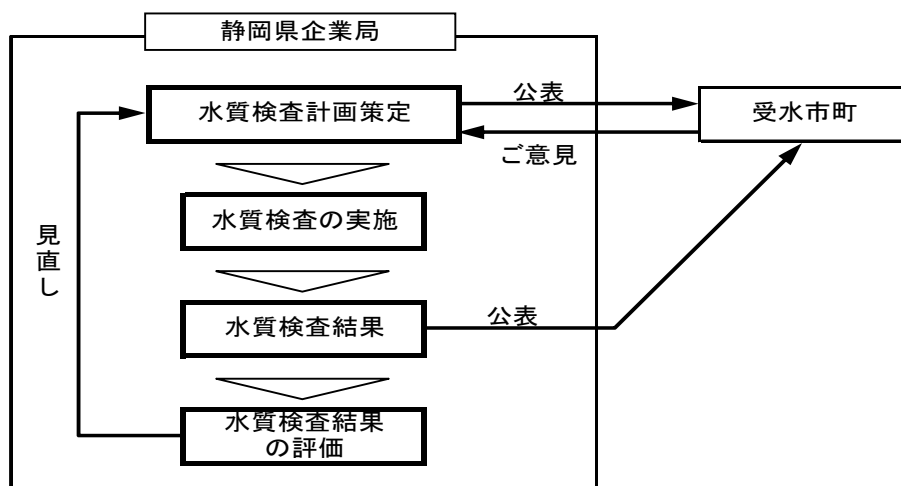
11 関係機関との連携

原水の水質異常や汚染事故等には、静岡県くらし・環境部環境局生活環境課が定めた水質汚濁に係る事故時の処理要領（平成 23 年 4 月 13 日付け環生第 25 号）により対処します。

また、水道水を供給している市町と密接な連絡を行い、迅速に対処します。

1 2 水質検査計画の見直し

検査地点毎に、各検査項目の検出濃度の最大値や平均値を水質基準値等と比較し、翌年度の水質検査計画における検査項目や検査頻度に反映します。



別表 水道事業別 検査項目及び検査頻度

別 表 目 次

別表 1 - 1	水質基準項目（健康項目）
別表 1 - 2	水質基準項目（性状項目）
別表 1 - 3	毎日検査項目
別表 2	管理目標設定項目
別表 3	その他の項目
別表 4 - 1	農薬類
別表 4 - 2	農薬類
別表 4 - 3	農薬類

別表 1－1

水質基準項目（健康項目）

（単位：回/年）

	項 目	水質基準値	水道水							原水				備 考
			基本検査 頻度	企業局の検査頻度						基本検査 頻度	企業局の検査頻度			
				駿豆水道		榛南水道		遠州水道			駿豆水道	榛南水道	遠州水道	
				熱海 調整池	浄水場 出口	御前崎 受水点	浄水場 出口	豊浜 受水点	浄水場 出口		取水場	着水井	取水場	
1	一般細菌	100CFU/ml以下	12	* 12	* 12	* 12	* 12	12	12	1	* 12	* 12	12	病原生物による汚染の指標
2	大腸菌	検出されないこと	12	* 12	* 12	* 12	* 12	12	12	1	* 12	* 12	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/1以下	4	* 12	* 12	* 4	* 4	12	12	1	* 12	* 4	12	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下	4	* 12	* 12	* 4	* 4	12	12	1	* 12	* 4	12	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	4	* 4	* 12	* 4	* 4	12	12	1	* 4	* 4	12	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	4	* 12	* 12	* 4	* 4	12	12	1	* 12	* 4	12	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下	4	* 4	* 12	* 12	* 12	12	12	1	* 4	* 12	12	
8	六価クロム化合物	0.02mg/1以下	4	* 12	* 12	* 12	* 12	12	12	1	* 12	* 12	12	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下	4	* 12	* 12	* 4	* 4	12	12	1	* 12	* 4	12	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	4	* 4	* 12	* 4	* 4	12	12	1	* 4	* 4	12	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1以下	4	* 12	* 12	* 4	* 4	12	12	1	* 12	* 4	12	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下	4	* 12	* 12	* 4	* 4	12	12	1	* 12	* 4	12	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/1以下	4	* 4	* 12	* 4	* 4	12	12	1	* 4	* 4	12	
14	四塩化炭素	0.002mg/1以下	4	* 4	* 12	* 4	* 4	12	12	1	* 4	* 4	12	一般有機物
15	1・4-ジオキサン	0.05mg/1以下	4	* 4	* 12	* 4	* 4	12	12	1	* 4	* 4	12	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	4	* 4	* 12	* 4	* 4	12	12	1	* 4	* 4	12	
17	ジクロロメタン	0.02mg/1以下	4	* 4	* 12	* 4	* 4	12	12	1	* 4	* 4	12	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	4	* 4	* 12	* 12	* 12	12	12	1	* 4	* 12	12	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下	4	* 4	* 12	* 12	* 12	12	12	1	* 4	* 12	12	
20	ベンゼン	0.01mg/1以下	4	* 4	* 12	* 4	* 4	12	12	1	* 4	* 4	12	
21	塩素酸	0.6mg/1以下	4	* 4	* 12	* 12	* 12	12	12	—	—	—	—	消毒副生成物
22	クロロ酢酸	0.02mg/1以下	4	* 4	* 12	* 4	* 4	12	12	—	—	—	—	
23	クロロホルム	0.06mg/1以下	4	* 4	* 12	* 4	* 4	12	12	—	—	—	—	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/1以下	4	* 4	* 12	* 4	* 4	12	12	—	—	—	—	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/1以下	4	* 4	* 12	* 4	* 4	12	12	—	—	—	—	
26	臭素酸	0.01mg/1以下	4	* 4	* 12	* 4	* 4	12	12	—	—	—	—	
27	総トリハロメタン	0.1mg/1以下	4	* 4	* 12	* 4	* 4	12	12	—	—	—	—	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/1以下	4	* 4	* 12	* 4	* 4	12	12	—	—	—	—	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/1以下	4	* 4	* 12	* 4	* 4	12	12	—	—	—	—	
30	ブロモホルム	0.09mg/1以下	4	* 4	* 12	* 4	* 4	12	12	—	—	—	—	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下	4	* 4	* 12	* 4	* 4	* 12	* 12	—	—	—	—	

◎水質基準項目51項目は水道法第4条第2項の規定に基づき定められた項目。

◎水道水の基本検査頻度は、水道法施行規則第15条第1項第3号に定められている頻度。原水の基本検査頻度は通知による。

◎検査頻度欄の*は外部検査機関による検査を示す。

別表 1－2

水質基準項目（性状項目）

（単位：回/年）

	項 目	水質基準値	水道水							原水				備 考
			基本検査 頻度	企業局の検査頻度						基本検査 頻度	企業局の検査頻度			
				駿豆水道		榛南水道		遠州水道			駿豆水道	榛南水道	遠州水道	
				熱海 調整池	浄水場 出口	御前崎 受水点	浄水場 出口	豊浜 受水点	浄水場 出口		取水場	着水井	取水場	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/1以下	4	* 12	* 12	* 4	* 4	12	12	1	* 12	* 4	12	着色
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/1以下	4	* 4	* 12	* 4	* 4	12	12	1	* 4	* 4	12	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/1以下	4	* 12	* 12	* 12	* 12	12	12	1	* 12	* 12	12	
35	銅及びその化合物	1.0mg/1以下	4	* 12	* 12	* 4	* 4	12	12	1	* 12	* 4	12	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/1以下	4	* 12	* 12	* 12	* 12	12	12	1	* 12	* 12	12	味
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/1以下	4	* 12	* 12	* 12	* 12	12	12	1	* 12	* 12	12	着色
38	塩化物イオン	200mg/1以下	12	* 12	* 12	* 12	* 12	12	12	1	* 12	* 12	12	味
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/1以下	4	* 12	* 12	* 4	* 4	12	12	1	* 12	* 4	12	
40	蒸発残留物	500mg/1以下	4	* 4	* 12	* 12	* 12	12	12	1	* 4	* 12	12	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下	4	* 4	* 12	* 4	* 4	* 12	* 12	1	* 4	* 4	* 12	発泡
42	ジェオスミン	0.0001mg/1以下	発生時期に 1回/月以上	* 4	* 12	* 6	* 6	12	18	1	* 4	* 6	18	かび臭
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/1以下		* 4	* 12	* 6	* 6	12	18	1	* 4	* 6	18	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下	4	* 4	* 12	* 4	* 4	* 12	* 12	1	* 4	* 4	* 12	発泡
45	フェノール類	0.005mg/1以下	4	* 4	* 12	* 4	* 4	* 12	* 12	1	* 4	* 4	* 12	臭気
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/1以下	12	* 12	* 12	* 12	* 12	12	12	1	* 12	* 12	12	味
47	PH値	5.8以上8.6以下	12	12	12	* 12	* 12	12	12	1	12	* 12	12	基礎的性状
48	味	異常でないこと	12	12	12	* 12	* 12	12	12	—	—	—	—	
49	臭気	異常でないこと	12	12	12	* 12	* 12	12	12	1	12	* 12	12	
50	色度	5度以下	12	12	12	* 12	* 12	12	12	1	12	* 12	12	
51	濁度	2度以下	12	12	12	* 12	* 12	12	12	1	12	* 12	12	

◎水質基準項目51項目は水道法第4条第2項の規定に基づき定められた項目。

◎水道水の基本検査頻度は、水道法施行規則第15条第1項第3号に定められている頻度。原水の基本検査頻度は通知による。

◎検査頻度欄の*は外部検査機関による検査を示す。

別表 1－3

毎日検査項目

（単位：回/日）

毎日検査項目

	項 目	水質基準値	水道水							原水				備 考
			基本検査 頻度	企業局の検査頻度						基本検査 頻度	企業局の検査頻度			
				駿豆水道		榛南水道		遠州水道			駿豆水道	榛南水道	遠州水道	
				熱海 調整池	浄水場 出口	御前崎 受水点	浄水場 出口	豊浜 受水点	浄水場 出口		着水井	着水井	着水井	
1	色	異常でないこと	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
2	濁り	異常でないこと	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1	1	1	1	1	1	1	—	—	—	—	

別表2

管理目標設定項目

(単位：回/年)

項 目		目標値	水道水								原水				備 考
			基本検査頻度 (日本協設定)	企業局の検査頻度						基本検査頻度 (通知)	企業局の検査頻度				
				駿豆水道		榛南水道		遠州水道			駿豆水道	榛南水道	遠州水道		
				熱海 調整池	浄水場 出 口	御前崎 受水点	浄水場 出 口	豊浜 受水点	浄水場 出 口		取水場	着水井	取水場		
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/1以下	4	* 2	* 4	* 2	* 4	2	4	1	* 4	* 4	4		
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/1以下 (暫定)	4	* 2	* 4	* 2	* 4	2	4	1	* 4	* 4	4		
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/1以下	4	* 2	* 4	* 2	* 4	2	4	1	* 4	* 4	4		
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/1以下	4	* 2	* 4	* 2	* 4	2	4	1	* 4	* 4	4		
8	トルエン	0.4mg/1以下	4	* 2	* 4	* 2	* 4	2	4	1	* 4	* 4	4		
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/1以下	4	* 2	* 4	* 2	* 4	* 2	* 4	1	* 4	* 4	* 4		
10	亜塩素酸	0.6mg/1以下	4	* 2	* 4	* 2	* 4	* 2	* 4	—	—	—	—		
12	二酸化塩素	0.6mg/1以下	4	* 2	* 4	* 2	* 4	* 2	* 4	—	—	—	—		
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/1以下 (暫定)	4	* 2	* 4	* 2	* 4	* 2	* 4	—	—	—	—		
14	抱水クロラル	0.02mg/1以下 (暫定)	4	* 2	* 4	* 2	* 4	* 2	* 4	—	—	—	—		
15	農薬類	検出値と目標値の比 の和として1以下	散布時期及び 検出時期に 月1回以上	—	—	—	* 2	—	* 4	1	* 2	* 2	* 4		
16	残留塩素	1mg/1以下	4	* 2	* 4	* 2	* 4	2	4	—	—	—	—		
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10mg/1以上100mg/1以下	4	* 2	* 4	* 2	* 4	2	4	1	* 4	* 4	4		
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/1以下	4	* 2	* 4	* 2	* 4	2	4	1	* 4	* 4	4		
19	遊離炭酸	20mg/1以下	4	* 2	* 4	* 2	* 4	* 2	* 4	1	* 4	* 4	* 4		
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/1以下	4	* 2	* 4	* 2	* 4	2	4	1	* 4	* 4	4		
21	メチル- t-ブチルエーテル	0.02mg/1以下	4	* 2	* 4	* 2	* 4	* 2	* 4	1	* 4	* 4	* 4		
22	有機物等 (KMnO4消費量)	3mg/1以下	4	* 2	* 4	* 2	* 4	* 2	* 4	1	* 4	* 4	* 4		
23	臭気強度 (TON)	3以下	4	* 2	* 4	* 2	* 4	* 2	* 4	1	* 4	* 4	* 4		
24	蒸発残留物	30mg/1以上200mg/1以下	4	* 2	* 4	* 2	* 4	2	4	1	* 4	* 4	4		
25	濁度	1度以下	4	* 2	* 4	* 2	* 4	2	4	1	* 4	* 4	4		
26	pH値	7.5程度	4	* 2	* 4	* 2	* 4	2	4	1	* 4	* 4	4		
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	4	* 2	* 4	* 2	* 4	* 2	* 4	1	* 4	* 4	* 4		
28	従属栄養細菌	2,000個/ml以下 (暫定)	4	* 2	* 4	* 2	* 4	* 2	* 4	1	* 4	* 4	* 4		
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/1以下	4	* 2	* 4	* 2	* 4	2	4	1	* 4	* 4	4		
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/1以下	4	* 2	* 4	* 2	* 4	2	4	1	* 4	* 4	4		
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/1以下	4	* 2	* 12	* 2	* 12	* 2	* 12	—	* 12	* 12	* 12		

◎水質管理目標設定項目27項目は、水質基準とするには至らないが、水道水中で検出される可能性がある項目など、水質管理上留意すべきとして設定された項目。

◎水道水の基本検査頻度は、日本水道協会が定める頻度。原水の頻度は通知による。

◎農薬類の目標値は、各農薬の検出値と目標値の比の総和であり、単位はない。

◎検査頻度欄の*は外部検査機関による検査を示す。

別表 3

その他の項目

(単位：回/年)

項 目		目標値	水道水			原水			
			企業局の検査頻度			基本検査頻度	企業局の検査頻度		
			駿豆水道	榛南水道	遠州水道		駿豆水道	榛南水道	遠州水道
			浄水場 出口	浄水場 出口	浄水場 出口		取水場	着水井	取水場
1	クリプトスポリジウム・ジアルジア	検出されないこと	12	12	12	—	12	12	12
2	嫌気性芽胞菌	検出されないこと	—	—	—	—	12	12	12
3	ダイオキシン類	1pg-TEQ/1以下（暫定）	—	—	2	—	2	2	2
4	放射性セシウム等	10ベクレル/kg以下	1	1	1	—	1	1	1

◎すべて外部検査機関による検査。

◎榛南水道原水の各水源井の嫌気性芽胞菌検査は4回/年。

◎遠州水道原水のクリプトスポリジウム・ジアルジア及び放射性セシウム等の検査の採水場所は着水井。

別表 4 - 1

農薬類

(単位：回/年)

農薬名		目標値	水道水			原水			備 考
			企業局の検査頻度			企業局の検査頻度			
			駿豆水道 浄水場 出口	榛南水道 浄水場 出口	遠州水道 浄水場 出口	駿豆水道 取水場	榛南水道 着水井	遠州水道 取水場	
1	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	0. 05mg/l	—	2	2	2	2	2	
2	2, 2-DPA (ダラボン)	0. 08mg/l	—	2	2	2	2	2	
3	2, 4-D(2, 4-PA)	0. 02mg/l	—	2	2	2	2	2	
4	EPN	0. 004mg/l	—	2	2	2	2	2	
5	MCPA	0. 005mg/l	—	2	2	2	2	2	
6	アシュラム	0. 9mg/l	—	2	2	2	2	2	
7	アセフェート	0. 006mg/l	—	2	2	2	2	2	
8	アトラジン	0. 01mg/l	—	2	2	2	2	2	
9	アニロホス	0. 003mg/l	—	2	2	2	2	2	
10	アミトラズ	0. 006mg/l	—	2	2	2	2	2	
11	アラクロール	0. 03mg/l	—	2	2	2	2	2	
12	イソキサチオン	0. 005mg/l	—	2	2	2	2	2	
13	イソフェンホス	0. 001mg/l	—	2	2	2	2	2	
14	イソプロカルブ (MIPC)	0. 01mg/l	—	2	2	2	2	2	
15	イソプロチオラン (IPT)	0. 3mg/l	—	2	4	2	2	4	
16	イブフェンカルバゾン	0. 002mg/l	—	2	4	2	2	4	
17	イプロベンホス (IBP)	0. 09mg/l	—	2	2	2	2	2	
18	イミノクタジン	0. 006mg/l	—	2	2	2	2	2	
19	インダノファン	0. 009mg/l	—	2	2	2	2	2	
20	エスプロカルブ	0. 03mg/l	—	2	2	2	2	2	
21	エトフェンブロックス	0. 08mg/l	—	2	2	2	2	2	
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)	0. 01mg/l	—	2	2	2	2	2	
23	オキサジクロメホン	0. 02mg/l	—	2	2	2	2	2	
24	オキシ銅 (有機銅)	0. 03mg/l	—	2	2	2	2	2	
25	オリサストロビン	0. 1mg/l	—	2	2	2	2	2	
26	カズサホス	0. 0006mg/l	—	2	2	2	2	2	
27	カフェンストロール	0. 008mg/l	—	2	2	2	2	2	
28	カルタップ	0. 08mg/l	—	2	2	2	2	2	
29	カルバリル (NAC)	0. 02mg/l	—	2	2	2	2	2	
30	カルボフラン	0. 0003mg/l	—	2	2	2	2	2	
31	キノクラミン (ACN)	0. 005mg/l	—	2	2	2	2	2	
32	キャプタン	0. 3mg/l	—	2	2	2	2	2	
33	クミルロン	0. 03mg/l	—	2	2	2	2	2	

別表 4 - 2

農薬類

(単位：回/年)

農薬名	目標値	水道水			原水			備 考	
		企業局の検査頻度			企業局の検査頻度				
		駿豆水道 浄水場 出口	榛南水道 浄水場 出口	遠州水道 浄水場 出口	駿豆水道 取水場	榛南水道 着水井	遠州水道 取水場		
34	グリホサート	2mg/1	—	2	4	2	2	4	
35	グルホシネート	0.02mg/1	—	2	2	2	2	2	
36	クロメプロップ	0.02mg/1	—	2	2	2	2	2	
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001mg/1	—	2	2	2	2	2	
38	クロルピリホス	0.003mg/1	—	2	2	2	2	2	
39	クロロタロニル(TPN)	0.05mg/1	—	2	2	2	2	2	
40	シアナジン	0.001mg/1	—	2	2	2	2	2	
41	シアノホス(CYAP)	0.003mg/1	—	2	2	2	2	2	
42	ジウロン(DCMU)	0.02mg/1	—	2	2	2	2	2	
43	ジクロベニル (DBN)	0.03mg/1	—	2	2	2	2	2	
44	ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/1	—	2	2	2	2	2	
45	ジクワット	0.01mg/1	—	2	2	2	2	2	
46	ジスルホトン(エチルホメトン)	0.004mg/1	—	2	2	2	2	2	
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005mg/1 (二硫化炭素として)	—	2	2	2	2	2	
48	ジチオピル	0.009mg/1	—	2	2	2	2	2	
49	シハロホップブチル	0.006mg/1	—	2	2	2	2	2	
50	シマジン(CAT)	0.003mg/1	—	2	2	2	2	2	
51	ジメタメトリン	0.02mg/1	—	2	2	2	2	2	
52	ジメトエート	0.05mg/1	—	2	2	2	2	2	
53	シメトリン	0.03mg/1	—	2	4	2	2	4	
54	ダイアジノン	0.003mg/1	—	2	2	2	2	2	
55	ダイムロン	0.8mg/1	—	2	4	2	2	4	
56	ダブメット、メタム (カーバム)及びメチルイソチオシアネート	0.01mg/1 (メチルイソチオシアネートとして)	—	2	4	2	2	4	
57	チアジニル	0.1mg/1	—	2	2	2	2	2	
58	チウラム	0.02mg/1	—	2	2	2	2	2	
59	チオジカルブ	0.08mg/1	—	2	2	2	2	2	
60	チオファネートメチル	0.3mg/1	—	2	2	2	2	2	
61	チオベンカルブ	0.02mg/1	—	2	2	2	2	2	
62	テフリルトリオン	0.002mg/1	—	2	4	2	2	4	
63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02mg/1	—	2	2	2	2	2	
64	トリクロピル	0.006mg/1	—	2	2	2	2	2	
65	トリクロロホン(DEP)	0.005mg/1	—	2	2	2	2	2	
66	トリシクラゾール	0.1mg/1	—	2	4	2	2	4	
67	トリフルラリン	0.06mg/1	—	2	2	2	2	2	
68	ナプロバミド	0.03mg/1	—	2	2	2	2	2	
69	パラコート	0.01mg/1	—	2	4	2	2	4	
70	ピペロホス	0.0009mg/1	—	2	2	2	2	2	
71	ピラクロニル	0.01mg/1	—	2	4	2	2	4	
72	ピラゾキシフェン	0.004mg/1	—	2	2	2	2	2	
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	0.02mg/1	—	2	2	2	2	2	
74	ピリダフェンチオン	0.002mg/1	—	2	2	2	2	2	
75	ピリブチカルブ	0.02mg/1	—	2	2	2	2	2	
76	ピロキロン	0.05mg/1	—	2	4	2	2	4	
77	フィプロニル	0.0005mg/1	—	2	2	2	2	2	
78	フェニトロチオン(MEP)	0.01mg/1	—	2	2	2	2	2	
79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/1	—	2	4	2	2	4	
80	フェリムゾン	0.05mg/1	—	2	2	2	2	2	
81	フェンチオン(MPP)	0.006mg/1	—	2	2	2	2	2	
82	フェントエート(PAP)	0.007mg/1	—	2	2	2	2	2	
83	フェントラザミド	0.01mg/1	—	2	2	2	2	2	

別表 4 - 3

農薬類

(単位：回/年)

農薬名		目標値	水道水			原水			備 考
			企業局の検査頻度			企業局の検査頻度			
			駿豆	榛南水道	遠州水道	駿豆水道	榛南水道	遠州水道	
			浄水場 出口	浄水場 出口	浄水場 出口	取水場	着水井	取水場	
84	フサライド	0.1mg/l	—	2	2	2	2	2	
85	ブタクロール	0.03mg/l	—	2	2	2	2	2	
86	ブタミホス	0.02mg/l	—	2	2	2	2	2	
87	ブプロフェジン	0.02mg/l	—	2	4	2	2	4	
88	フルアジナム	0.03mg/l	—	2	2	2	2	2	
89	プレチラクロール	0.05mg/l	—	2	4	2	2	4	
90	プロシミドン	0.09mg/l	—	2	2	2	2	2	
91	プロチオホス	0.007mg/l	—	2	2	2	2	2	
92	プロピコナゾール	0.05mg/l	—	2	2	2	2	2	
93	プロピザミド	0.05mg/l	—	2	2	2	2	2	
94	プロベナゾール	0.03mg/l	—	2	2	2	2	2	
95	プロモブチド	0.1mg/l	—	2	4	2	2	4	
96	ベノミル	0.02mg/l	—	2	2	2	2	2	
97	ペンシクロン	0.1mg/l	—	2	2	2	2	2	
98	ベンゾビスシクロン	0.09mg/l	—	2	2	2	2	2	
99	ベンゾフェナップ	0.005mg/l	—	2	2	2	2	2	
100	ベンタゾン	0.2mg/l	—	2	4	2	2	4	
101	ペンディメタリン	0.3mg/l	—	2	2	2	2	2	
102	ベンフラカルブ	0.02mg/l	—	2	2	2	2	2	
103	ベンフルラリン（ベスロジン）	0.01mg/l	—	2	2	2	2	2	
104	ベンフレセート	0.07mg/l	—	2	2	2	2	2	
105	ホスチアゼート	0.005mg/l	—	2	2	2	2	2	
106	マラチオン（マラソン）	0.7mg/l	—	2	2	2	2	2	
107	メコプロップ（MCP）	0.05mg/l	—	2	2	2	2	2	
108	メソミル	0.03mg/l	—	2	2	2	2	2	
109	メタラキシル	0.2mg/l	—	2	2	2	2	2	
110	メチダチオン（DMTP）	0.004mg/l	—	2	2	2	2	2	
111	メトミノストロビン	0.04mg/l	—	2	4	2	2	4	
112	メトリブジン	0.03mg/l	—	2	2	2	2	2	
113	メフェナセット	0.02mg/l	—	2	4	2	2	4	
114	メプロニル	0.1mg/l	—	2	2	2	2	2	
115	モリネート	0.005mg/l	—	2	2	2	2	2	

◎農薬類（管理目標設定項目15）の対象農薬リスト（水道水で検出される可能性の高い農薬）。

◎すべて外部検査機関による検査。

お問い合わせ先

静岡県企業局 西部事務所 水質管理センター

〒438-0006 静岡県磐田市寺谷2258

T E L 0538-38-1288 F A X 0538-38-1275

メールアドレス kigyou-seibusuishitsu@pref.shizuoka.lg.jp